

新潟市老人憩の家なぎさ荘
指定管理者公募にかかる質疑応答

No.	質問内容	回答
1	業務仕様書P.4 5業務内容「2 施設の維持管理に関する業務」(4) 自主事業として、デイサービス事業を行うことは可能か。	<p>下記の理由に基づき、老人憩の家での自主事業としてデイサービス事業の提供することを認めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人憩の家の設置目的の達成に向けて、その内容を補完するものであるとともに、利用促進に資する事業であること。 ・デイサービスの利用者は、老人憩の家における利用者の範囲に含まれること。 <p>ただし、下記要件を満たすことが前提となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施者が老人憩の家指定管理者であること。 ・「新潟市指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営の基準に関する条例」に定める指定要件を満たすこと。 ・自主事業は老人憩の家条例で定める目的の達成に向けて、その内容をあくまで補完するものであるため、老人憩の家利用者の妨げとならないような形態をとること。 <p>デイサービス事業の指定につきましては福祉部介護保険課指定係へご相談ください。</p> <p>なお、現段階では事業実施の可否が不明のため、自主事業としてデイサービス事業の記載があった場合は、評価することができません。</p>
2	募集要項P.4 8提出書類 提出書類の正本及び副本の数量指定はあるか。	正本1部と副本9部をご提出ください。
3	募集要項P.12 21職員通勤用に敷地内駐車場を利用する場合 1台あたりの年間使用料はいくらか。	利用の申出があった時点で、周辺の民間駐車場の料金を参考に使用料を決定することになるため、実額の回答は致しかねます。なお、敷地内駐車場の利用については原則近隣に民間駐車場がない場合となりますのでご注意ください。